

岩手県資源管理協定審査基準

令和5年12月19日制定

第1 目的

この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第124条第1項の協定の認定に関して必要な基準を定めるものである。

第2 岩手県資源管理協定に係る審査基準

知事は、法第125条及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第37条の規定に基づき、法第124条第1項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(1) 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）又は岩手県資源管理方針に照らして適当なものであること。

「資源管理基本方針又は岩手県資源管理方針に照らして適当なもの」とは、協定が対象とする水産資源について、資源管理基本方針に定められた法第11条第2項第2号の資源管理の目標の達成に向け効果的なもの又は岩手県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものとする。

(2) 不当に差別的でないこと。

「不当に差別的」とは、協定が当該協定に参加している特定の者に実質的に不利な内容である場合又は協定が特定の者にとって実質的に不利な内容であるためにこれらの者が当該協定に参加できない場合等のことをいう。

(3) 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

「法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと」とは、法第124条第2項各号及び施行規則第36条各号に掲げる事項が記載されていることに加え、法、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、岩手県漁業調整規則等の法律、政令、省令又は規則を問わず、関係する法令の全てに違反するものでないことをいう。

(4) 特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。

「知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なもの」とは、当該協定の参加者自らが、当該協定の実施状況を定期的に評価・検証し、法第11条第2項第2号の資源管理の目標の達成に向けて改善していくこととともに、その結果を都道府県知事に報告する内容が含まれているものであることをいう。具体的内容としては、公的規制よりも早い段階で発動する抑制是正措置等の漁獲量の積み上がりを抑制するもの、管理区分の細分化や季節ごとの管理等数量管理に直接的に効果的なもの、実質的に漁獲量の削減が見込まれる休漁等の間接的に漁獲量の超過抑制が見込まれるもの等がこれに該当するものとする。

(5) 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、法及び法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。

「当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置」とは、急激に漁獲が進んだ場合の数量管理の措置等の実質的に漁獲量の削減に資するもの、操業日数や操業回数が実質的に減る措置等の実質的に漁獲努力量の削減に資するもの、科学的に資源回復に寄与することが期待される措置等の資源回復に寄与するもの等がこれに該当するものとする。

(6) 法第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこと。

「協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこと」とは、協定に違反した場合の措置（法第 124 条第 2 項第 4 号）並びに協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項、協定を変更し、又は廃止する場合の手續及び法第 126 条第 1 項の規定によりあつせんをすべきことを求める場合の手續（法第 124 条第 2 項第 5 号及び施行規則第 36 条第 1 号から第 3 号まで）の内容が、協定の参加者に過重な負担を課するものでないことをいう。

附 則

(施行期日)

この審査基準は、令和 5 年 12 月 19 日から施行する。